

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第12号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則  
保健所長に対する事務委任に関する規則（平成 9 年秋田市規則第64号）  
の一部を次のように改正する。

別表第11項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の 1 号を加える。

(16) 法第38条の 3 第 1 項に定める入院措置に係る通知（第 6 号に掲  
げる入院措置に係るものに限る。）に関する事項

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。